

## 相続税の申告事績

項目		年 分		対前年比
		令和元年分 <sup>(注1)</sup>	令和2年分 <sup>(注1)</sup>	
①	被相続人数 <sup>(注2)</sup> (死亡者数)	人 90,410	人 91,644	% 101.4
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 2,036 7,599	人 外 1,961 8,092	% 外 96.3 106.5
③	課税割合 (②/①)	% 8.4	% 8.8	ポイント 0.4
④	相続税の納税者である相続人数	人 16,795	人 18,035	% 107.4
⑤	課税価格 <sup>(注3)</sup>	億円 外 1,074 10,890	億円 外 1,043 11,706	% 外 97.1 107.5
⑥	税額	億円 1,426	億円 1,535	% 107.6
⑦	1 被相続人 相当 たり人	万円 外 5,277 14,331	万円 外 5,320 14,466	% 外 100.8 100.9
⑧	税額 (⑥/②)	万円 1,877	万円 1,897	% 101.1

(注) 1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。